

国土利用計画及び 土地利用基本計画について

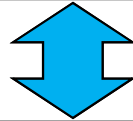
令和2年10月22日

千葉県国土利用計画地方審議会資料

国土利用計画・土地利用基本計画の体系

【国】 国土形成計画（義務）

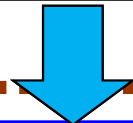
（国土形成計画法第6条）



一体として作成

【国】 国土利用計画全国計画（義務）

（国土利用計画法（以下「法」という）第5条）



基本とする

【県】 千葉県国土利用計画（任意）

（法第7条）

- ◇ 県土の利用に関する基本構想
- ◇ 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

両計画を統合

基本とする



【県】 千葉県土地利用基本計画（義務）

（計画書・計画図）（法第9条）

（計画図）◇ 五地域区分の設定

都市地域 農業地域 森林地域 自然公園地域
自然保全地域の5地域を定める。

（計画書）◇ 各地域における土地利用の原則

◇ 重複する地域における土地利用の調整方針

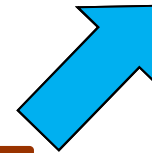


即して規制等の措置を講ずる

個別規制法による計画

- ◇ 都市計画（都市計画法）
- ◇ 農振計画（農業振興法）
- ◇ 森林計画（森林法）
- ◇ 自然公園計画（自然公園法）
- ◇ 自然環境保全計画（自然環境保全体法）

千葉県総合計画



土地利用の面から
総合計画の目標に貢献

第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画の概要

○策定:平成30年7月

○目標年次:令和7年

【国土利用計画に関する事項】

○県土利用の基本方針

- (1) 人口減少・高齢化の局面におけるスマートで持続可能な県土利用
- (2) 県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生
- (3) 災害リスクを考慮した安全・安心な県土の構築
- (4) 多様な主体の交流・連携・協働による県土の支え合い

○県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位:ha)

区分	平成27年	令和7年	構成比(H27)	構成比(R7)	増減量
農用地	126,900	121,500	24.6	23.6	△5,400
森林	157,700	153,800	30.6	29.8	△3,900
原野	2,200	2,200	0.4	0.4	0
水面・河川・水路	17,900	17,900	3.5	3.5	0
道路	35,400	37,100	6.9	7.2	1,700
宅地	83,000	85,400	16.1	16.6	2,400
その他	92,700	97,900	18.0	19.0	5,200
合計	515,800	515,800	100.0	100.0	0

第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画の概要

【土地利用基本計画に関する事項】

○土地利用の原則

- ・都市地域：一体の都市として総合的に開発し、整備し、保全する必要性がある地域
（都市計画法に基づく都市計画区域）
- ・農業地域：農用地として利用すべき土地であり、総合的に農業の振興を図る必要性がある地域
（農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域）
- ・森林地域：森林として利用すべき土地であり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要性がある地域（森林法に基づく国有林、地域森林計画対象民有林）
- ・自然公園地域：優れた自然の風景地で、その保護及び利用増進を図る必要性がある地域
（自然公園法に基づく国立公園、自然公園等）
- ・自然保全地域：良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を特に図る必要性がある地域（自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等）

○重複する地域における土地利用に関する調整方針

自然保全地域 >

自然公園地域 ≒ 森林地域 > 農業地域 > 都市地域

国土利用計画及び土地利用基本計画について（とりまとめ）

- 本計画は国土利用計画法に基づき、概ね10年を計画期間として、生活と生産の基盤であり限られた共通資源である県土の利用の基本構想と暮らしと関わる農地、森林、宅地等の土地利用の方向性等を示すもの。
- 国土利用計画は、全国計画を基本として、県土利用の基本構想、農地、森林、宅地等の利用目的区分ごとの方向性、規模の目標、措置の概要等の県土利用の基本方針を定めることとなっている。
- 土地利用基本計画は、国土利用計画を基本として、都市地域、農業地域、森林地域等に関する土地利用の原則と調整方針が定められ、地方自治体は、当該計画に即して個別規制法に基づき土地利用規制等を行う。
- 本計画は、県政全般に関する最上位の基本的・総合的な計画である総合計画の目指す目標について土地利用の観点から貢献するもの。平成30年7月に第5次計画を10年ぶりに策定（令和7年度までが計画期間）。

